



## 令和8年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

### ● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内<sup>(※1)</sup>と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定<sup>(※2)</sup>が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

### ● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

### 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～生活保護関連業務に従事する職員～

#### 年金活用支援相談員

##### 1 応募受付期間

- (1) 期間 令8年1月13日(火)～令和8年2月6日(金)必着  
(2) 備考 郵送のみで受付

##### 2 応募条件

- (1) 次のいずれかに該当する者  
ア 社会保険労務士資格を有する者  
イ 年金事務所で3年以上の実務経験を有する者  
ウ 地方自治体で3年以上の年金業務の実務経験を有する者  
エ 銀行等の民間企業において、3年以上の年金アドバイザー等の業務経験を有する者  
(2) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者  
エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊

することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 応募方法

応募受付期間内に、下記の書類（各1部）を下記住所へ郵送してください。

なお、応募受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けることができませんので、ご注意ください。

(1) 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書

(2) 【資格確認のために必要な書類】

応募条件の要件を満たしていることを証明できる書類

ア 社会保険労務士資格のある方 ⇒ 社会保険労務士資格証の写し

イ 社会保険労務士資格のない方 ⇒ 年金事務所等での勤務を証明できるもの  
など

（実務経験を証明できる書類の参考例）

勤務先と経験年数（3年以上）がわかることを確認の上、提出をお願いします。

- ・ 勤務先で発行している在職証明書
- ・ 雇用契約書、辞令書等勤務先が発行する書類
- ・ 雇用保険受給資格者証
- ・ ねんきん特別便
- ・ その他、勤務先や公的機関が発行した書類

※ 採用試験の当月末で受験資格を満たす見込の場合でも受験可能です。ただし、取得見込みの方が合格となった場合は、受験資格を証明する書類の提出が必要となります。（原則、採用日までに提出）確認できない場合は、合格が無効になります。

### 4 採用予定日

令和8年4月1日

※令和8年3月1日からの前倒し採用もあり（相談）

### 5 採用予定人数

1名

### 6 勤務条件

(1) 任期

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※令和8年3月1日からの前倒し採用もあり（相談）

※勤務成績が良好な場合に限り選考のうえ再度任用される場合あり

(2) 条件付採用期間

採用日から1か月間（勤務日数が少ないときは1か月を超える場合あり）

(3) 勤務場所

北部保健福祉センター（塚口さんさんタウン1番館5階）

(4) 職務内容

生活保護を受給している高齢者等に対して、年金受給に関する調査や必要な手続き

を行い、受給資格のある者には年金裁定請求を支援するなどの業務全般を行う。  
(具体的な職務内容)

- ア 年金受給権のある支援対象者の裁定請求の支援
- イ 支援対象者の年金加入期間等の調査及び手続に関する技術的助言・指導
- ウ 支援対象者が障害年金等に該当するかどうかについての医師等との折衝
- エ 年金制度改革等に伴う制度内容についての内部周知（ケースワーカー等に対する研修等）
- オ その他、所属長等が必要と認める業務

(5) 勤務時間

- ア 始業時刻 午前9時
- イ 終業時刻 午後5時30分
- ウ 休憩時間 正午から午後1時まで
- エ 勤務を要しない日等
  - (ア) 日曜日及び土曜日
  - (イ) 月曜日から金曜日までのうち1日
  - (ウ) 国民の祝日にに関する法律に規定する休日
  - (エ) 年末年始（12月29日～翌1月3日）
- オ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

- ア 報酬月額 201,650円～210,480円（令和7年度）  
※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。
- イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり
- ウ 賞与 期末手当及び勤勉手当を6月及び12月に支給（予定）  
令和7年度実績最大4.65月  
※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります。

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

(11) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱その他の定めを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

## 7 採用試験

- (1) 試験日時 令和8年2月13日（金）午後1時30分 小論文（90分）  
午後3時10分から順次 面接
- (2) 試験場所 北部保健福祉センター 会議室
- (3) 持参品 受験票・えんぴつ・黒のボールペン・消しゴム
- (4) 試験内容 筆記試験（小論文）及び面接試験
- (5) 結果発表 令和8年2月下旬に郵送により通知（予定）  
内定者へは事前に電話にて連絡

## 8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

## 9 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市 福祉局 北部保健福祉センター 北部保健福祉管理課

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目1番1号

塚口さんさんタウン1番館5階

TEL (06) 4950-0235

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/bosyu/1042501/index.html>

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。

【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】

（トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員募集）